

(あて先) 八尾市長

## 誓約書（無線型）

八尾市から緊急通報システム装置の設置貸与を受けて使用するにあたり、下記の事項を理解し、利用します。

1. 八尾市より貸与された装置一式を適切な管理のもとに使用するほか、他の目的には使用いたしません。  
貸与物件：無線型緊急通報システム装置一式  
(本体、充電器、充電コード)
2. 貸与された装置一式を棄損若しくは紛失した場合は、実費弁償いたします。
3. 住居の鍵を1組複製し、八尾市より緊急通報システム事業の実施を委託された事業者  
に預託し、緊急通報時にはその預託した鍵により住居内に許可なく入室することを承  
諾するとともに、そうした事態に適切に対応することを承諾いたします。なお、預か  
り鍵の取り扱いについては、裏面の事項に同意いたします。
4. 緊急事態発生時に、その対応のため、住居等の一部に破損等が生じた場合は、その修  
復について八尾市並びに業務を委託された事業者に対して、損害賠償等一切の責任を  
問いません。
5. 自身が長期入院、施設入所、転居転出等の場合や、協力者、緊急連絡先の届出内容に  
変更が生じた場合は、すぐに八尾市へ連絡いたします。
6. 無線型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用いたします。
7. 装置は自宅敷地内のみで利用し、自宅敷地内以外では利用できないことを理解しまし  
た。
8. 装置の設置時に通報テストを行い、自宅敷地内であっても利用できない場合があるこ  
とを理解し、その場所では利用いたしません。
9. 委託業者より通報テストのための連絡を受けた場合はその指示に従います。
10. 通信会社（ソフトバンク株式会社）のサービス提供地域のみで利用できることを理  
解しました。
11. 通信会社の通信障害等で利用できないことがあることを理解しました。

令和 年 月 日

住所

---

氏名

---

※決定通知書送付時に、こちらのコピーを本人控として一緒に送付いたしますので、  
ご一読の上保管していただきますようお願いいたします。

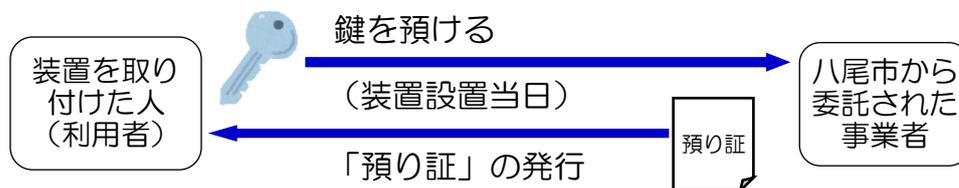
〈裏面もお読みください〉

## 誓約書の詳細について

### <八尾市緊急通報システム「預かり鍵」の取り扱いについて>

#### 1. 鍵の預かりについて

合鍵は、ご自宅に装置を取り付ける日に八尾市から委託された事業者がお預かりし、引き換えに「預り証」をお渡しします。お預かりした鍵は事業者が責任を持って厳重に保管いたします。



#### 2. 預かり鍵を事業者が使用する場合は以下のとおり

- ①緊急ボタンを押して救急要請等を行ったが、施錠されており事業者が入室できない場合
- ②緊急ボタンを押したが、発声できない状態で、事業者が安否確認できない場合
- ③誤って緊急ボタンを押したことに気づかず、事業者からの安否確認の電話や訪問にも応答が無い場合

#### 3. 緊急通報目的以外の個人的な理由による解錠依頼には応じません

利用者が鍵を紛失する等、「緊急通報の目的以外の個人的な理由」による解錠の依頼には一切応じませんのであらかじめご了承ください。これは、親族等第三者からの解錠依頼についても同様とします。

#### 4. 解約時の預かり鍵の取り扱いについて

利用者もしくはご親族に連絡が取れない等、所在不明で鍵が返却できない場合は事業者で処分いたします。

### <火災報知器の設置について>

無線型緊急通報システムをご利用の場合は、火災報知器の設置はありません。